

2026 年度 日本学生支援機構貸与型奨学金 出願のしおり（在学定期採用（一次採用））

※2026 年度注意点※

- ①書類を提出しただけでは手続きは完了しません。
（詳細は次ページ参照）
- ②日本学生支援機構給付型奨学金を希望する方は、
『2026 年度「高等教育の修学支援新制度」による
授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金
出願のしおり（在学定期採用（一次採用））』
（以降、「給付型奨学金出願のしおり」と言う）を
併せてご確認ください。

出願期間	提 出 方 法
4 月 1 3 日（月）～ 5 月 1 3 日（水） ※4 月 29 日（水）～5 月 6 日（水）は閉室 ※郵送の場合は最終日<u>消印有効</u>	○窓口提出： 学生証を持参のうえ、<u>通学校地の学生生活課</u>に提出してください。 今出川校地：寒梅館 1 階 京田辺校地：成心館 1 階 月～金：9：00～11：30、12：30～17：00 土・日・祝：休み ○郵送提出： 本学奨学金ウェブサイトに掲載している、出願封筒貼付票を封筒へ貼付し、簡易書留・速達で<u>通学校地の学生生活課</u>へ郵送してください。

- 出願期間、提出方法は厳守してください。
郵送提出の場合、出願期間最終日の翌日以降の消印のものは一切受付できません。
- 書類到着のお問い合わせには対応しておりません。
- 出願のしおりを熟読のうえ、提出書類を全てそろえて出願してください。
- 採否に関する諸連絡は、Microsoft 365(Outlook)のメール（大学から付与されたアドレス宛）を利用して連絡しますので、出願と同時にご自身が日常使用するメールアドレスへの転送設定をしてください。

この『貸与型奨学金出願のしおり』は 2026 年 3 月 23 日現在の情報をもとに編集しています。以降取り扱いに変更があった場合は、本学奨学金ウェブサイトでお知らせします。

2026 年度日本学生支援機構貸与奨学金(在学定期採用(一次採用)) 出願スケジュール

① 書類の受け取り

チェックボックス 4月1日(水)～5月13日(水) ※郵送請求期限 5月8日(金)必着

☐

学生生活課窓口または郵送請求にて「奨学金案内ダイジェスト」「スカラネット入力下書き用紙」「奨学金願書(所定書式)」「スカラネット入力下書き用紙 P.4 抜粋(所定書式)」「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット(黄緑色の封筒)を受け取ってください。

② 「出願のしおり」「奨学金案内」ダウンロード

☐

「2026 年度 日本学生支援機構貸与型奨学金出願のしおり(在学定期採用(一次採用))」
と日本学生支援機構「貸与奨学金案内」をダウンロードしてください。

https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#Jasso



③ 出願書類提出

4月13日(月)～5月13日(水) ※詳細は出願のしおり参照。郵送の場合は最終日消印有効。

☐

「出願のしおり」記載の出願書類をそろえて、学生生活課へ提出してください。

窓口提出の場合：学生証を持参のうえ、出願書類を通学校地の学生生活課窓口へ提出してください。

郵送提出の場合：本学奨学金ウェブサイトに掲載している、出願封筒貼付票を封筒へ貼付し

簡易書留・速達で通学校地の学生生活課へ郵送してください。

④ スカラネット入力

入力期限:5月15日(金) 25:00

☐

出願書類を提出された方に、スカラネット入力用のユーザーID・パスワードをお知らせします(郵送で提出された場合は、Microsoft 365 (Outlook) のメールアドレス(大学から付与されたアドレス宛)にメールでお送りします)。

「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入の上、スカラネットによる申込みをしてください。

・入力には「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込 ID」及び「初期パスワード」も必要です。

・次のステップのため、あなたと生計維持者のマイナンバー(及び住民票住所)が分かる書類も準備しておくスムーズです。

⑤ インターネットによるマイナンバーの提出

入力期限:5月15日(金) 25:00

☐

スカラネット入力完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。マイナンバー(個人番号)の入力は、マイナンバーカードがない場合も行ってください。

・画面操作は「貸与奨学金案内」p.42～46を参照してください。

⑥ 日本学生支援機構へ「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出

郵送期限:マイナンバー提出完了後1週間以内

☐

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに入っている専用の封筒(黄緑色)を使用して、日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。

給付型奨学金も同時に提出する場合は1部のみご準備ください(貸与奨学金と給付奨学金それぞれで用意する必要はありません)。

①～⑥のすべての手続きが完了しない場合は選考対象外となります。

目 次

出願期間・提出方法	表紙
I. はじめに	1
II. 日本学生支援機構貸与型奨学金について	
1. 概要	2
2. 出願から採用まで	3
3. 選考基準	4
4. 返還方式について	4
5. 第二種奨学金の利子について	5
6. 保証制度の選択について	5
7. 奨学金の返還	6
8. よくある質問	6
III. 出願書類の作成と準備	7
IV. 緊急時の奨学金、学費の延納・分納	10
V. 奨学金制度一覧	12
奨学金関係学内MAP	14

I. はじめに

- ▼奨学金を出願・受給するのは、学生である「みなさん自身」です。
保護者や家族と相談しながら、責任を持って自分で手続きをしてください。
- ▼奨学金の出願には、収入に関する書類を揃える等、準備に日数を要しますので、早めに準備してください。
- ▼願書や収入書類は信書にあたりますので、信書送付が可能な形（簡易書留）で郵送してください。
なお、本学へはマイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ▼奨学金に関する手続きをする場合、学生証を必ず持参してください。
- ▼懲戒処分を受けた場合、奨学金が「停止」又は「廃止」になるだけでなく、処分を受けた期間の出願資格が認められないことや、奨学金の全額又は一部を返還していただくことがあります。
- ▼奨学金に関すること、学生生活を送るうえで生じる経済的な問題があれば、すみやかに学生生活課へ相談してください。
- ▼同志社大学は、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に則り個人情報を取り扱います。
参考：<http://www.doshisha.ed.jp/privacy/index.html>



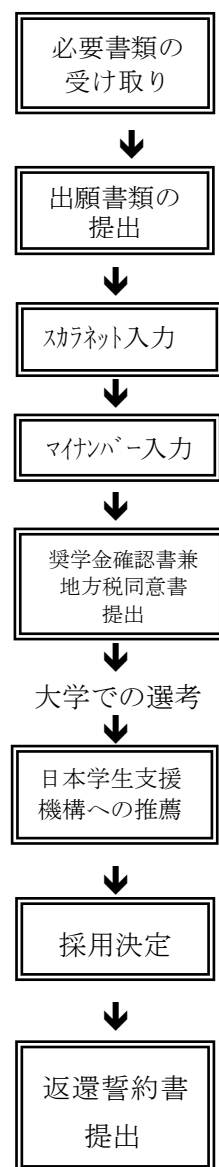
Ⅱ. 日本学生支援機構貸与型奨学金について

1. 概要

日本学生支援機構奨学金は、採用人数、貸与額ともに多く、採用されると標準修業年限まで貸与されます。本学で最も多く利用されている奨学金です。

	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)
目 的	経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、貸与を行います。	
貸与月額 ※選考上、選択金額による有利・不利はありません	20,000円～64,000円 ※入学年度により異なります。 ※給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料等減免を受けている人は、同時に受けることができる 第一種奨学金の月額が制限されます。 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照。	20,000円～120,000円 ※入学年度により異なります。 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照。
出願資格	・入学時特別増額貸与奨学金 新入生のうち、条件を満たすものに対して、一時金（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円 から選択）を有利子で貸与します。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。 貸与基準等の詳細は、『貸与奨学金案内』を参照。 学部生で在学期間が4年以内（休学期間は含まない）の者 以下の人は出願資格がありません。 ①留年中の者（ただし卒業見込生は出願前に学生生活課で相談してください） ②外国人留学生 ③聴講生・科目等履修生 ・外国籍の方は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十条もしくは「貸与奨学金案内」p.9～p.10の申込資格をご確認ください。 ・以前に大学で日本学生支援機構第一種奨学金を全期間受給し、卒業または退学した者で、大学の同一課程に再入学した者は、所定の条件を満たす場合に限り、第一種奨学金に出願できます（再貸与は1回限り）。出願を希望する者は、学生生活課に相談してください。 ・出願資格について不明な点があれば、出願前に学生生活課で相談してください。	
学力基準	p.4参照	
家計基準	p.4参照	
利 率	なし	年利3.0%が上限。 「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択。 詳細は、p.5を参照。
保証形態	「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択。 詳細は、p.5を参照。	
貸与期間	標準修業年限（ただし、毎年12月～1月に継続手続きが必要） 留年・休学・留学中は休止になります。（留学中は条件により異なります） 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照。	
貸与開始月	2026年4月	2026年4月～9月の間で希望する月
振込日	初回振込日：2026年7月10日 ※貸与開始月を8月、9月にした場合は、貸与開始月からの振込みになります。 初回振込以降は原則毎月11日に振込。詳細は、採用後に配布する『奨学生のしおり』を参照してください。	
推薦基準	出願資格を満たす者のうち、上記の学力基準を満たす者を推薦します。	
奨学金の返還	奨学金は日本学生支援機構の規定に従い、卒業後、全額返還しなければなりません。 返還誓約書は採用決定時に作成していただきます。 また、最高学年の11月頃に返還確認票を交付します（予定）。	
前年度採用実績	686名	993名

2. 出願から採用まで



手続きの詳細は、このしおり冒頭の「出願スケジュール」をご確認ください。

❖日本学生支援機構で審査されます。

❖7月上旬

Microsoft 365(Outlook)のメール（大学から付与されたアドレス宛）にて採否の連絡をします。ただし、第二種奨学金で貸与始期を8月～9月にした場合は、貸与始期希望月の月上旬に連絡をします。なお、マイナンバーの提出が正常に完了せず、採否が決定しない場合はその旨の連絡をします。

❖採用通知

採用者にのみ、7月上旬に採用通知をご父母等宛に郵送します。ただし、第二種奨学金で貸与始期を8月～9月にした場合は、貸与開始月上旬の郵送となります。（電話等による採否にかかわる問い合わせには一切応じられません）

❖採用後の手続き

詳細は採用通知と一緒にお知らせします。

❖奨学金の振込

初回振込日	7月10日（金）
初回金額	4～7月分
貸与開始月	2026年4月

ただし、第二種奨学金で貸与始期を8月～9月にした場合は、貸与開始月に順次振込みとなります。

❖奨学金を継続するには

毎年12月～1月（予定）に、インターネットにより「奨学金継続願」を提出する必要があります。詳細は、Microsoft 365(Outlook)のメール（大学から付与されたアドレス宛）にてご案内します。提出後に学業成績等による適格認定を行います。

3. 選考基準

(1) 学力基準

出願者の成績が、以下の基準を満たしていない場合は推薦できません。

1) 第一種奨学金（併用貸与も含む）

1 年次生	高等学校時の学習成績の状況 3.5 以上 (高等学校卒業程度認定試験合格者は基準を満たしているものとする)
2～4 年次生	大学の成績が所属学部（学科）の上位 1 / 3 以内 かつ、前年度までに下表標準単位数（免許資格関係科目・自由科目として履修したものを含まない）を修得していること。

<年次別 学部標準修得単位数表>

2 年次生	30 単位以上
3 年次生	65 単位以上
4 年次生	卒業見込者

2) 第二種奨学金

1 年次生	入学をもって基準を満たす。
2～4 年次生	前年度までに下表標準単位数（免許資格関係科目・自由科目として履修したものを含まない）を修得していること。

<年次別 学部標準修得単位数表>

2 年次生	20 単位以上
3 年次生	55 単位以上
4 年次生	卒業見込者

注 1) 第一種奨学金希望の 2017 年度以降入学者は上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が 0 円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次の①又は②のいずれかに該当する者については学力基準を満たす者として取り扱います。

1 年次生	①一般選抜入学試験又は大学入学共通テストを利用する入学試験の成績が試験区分ごとに所属する学部・学科の入学者の上位 1 / 2 以上であること ②学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
2～4 年次生	①休学期間を除いた学年における累積 GPA が所属学部・学科における上位 1 / 2 以上であること。なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。 ②次の a 及び b のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により a の基準に満たない場合には、b に該当することで足りる。 a. 修得単位数が標準単位数※以上であること ※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数 標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。 在学年数は 1 学期につき 0.5 として計算する（休学期間は含まない）。 b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

注 2) 学費未納による除籍後、同年 4 月に再入学した学生については前年度までの成績で判定します。

注 3) 2026 年 4 月の転入・編入学生は編入学試験合格をもって学力基準を満たしているものとします。ただし、転入・編入学後最短修業年限（標準修業年限終期）までに卒業見込みとならない人は、採用されない場合がありますので、出願前に学生生活課で相談してください。

(2) 家計基準

「貸与奨学金案内」p.12 を参照してください。

4. 返還方式について

返還方式には定額返還方式と所得連動返還方式があり、スカラネット入力時に選択することができます。所得連動返還方式は第一種奨学金採用者で、機関保証を選択した方が対象です。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

5. 第二種奨学金の利子について

出願時に利率の算定方法の種類として①利率固定方式、②利率見直し方式のいずれかを選択することになります。いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。在学猶予中及び返還期限猶予中は無利子で、卒業あるいは退学（または除籍）した日の翌日から月単位で利子が加算されます。

○利率の算定方法の変更について

奨学金の交付期間中、貸与期間が終了する年度の一定期日まで変更することができます（変更締切最終期限は例年12月初旬となります）。なお、退学（または除籍）や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の2～3か月前までに変更の手続きをしてください。貸与期間終了後は変更できません。

また、第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金が採用決定後の初回振込時に全額振込まれ、利率及び利率の算定方法が確定するため、入学時特別増額貸与奨学金については、採用決定後に利率の算定方法を変更することができません。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

6. 保証制度の選択について

奨学金の貸与にあたっては、連帯保証人・保証人を選任する人的保証制度と、保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。出願時に、人的保証または機関保証制度のどちらかを選択する必要があります。

人的保証を選択した場合、スカラネットで入力した連帯保証人・保証人は、やむを得ない場合を除き変更ができません。また、採用決定時に提出する返還誓約書に連帯保証人・保証人の連署（自筆）・実印の押印および印鑑登録証明書と、連帯保証人の収入に関する証明書（市区町村で発行する所得証明書等）を添付する必要がありますので、連帯保証人・保証人を選任する際には、該当者に必ず承諾をとってください。なお、未成年や学生等保証能力のない人は認められません。

連帯保証人 (奨学生本人と連帯して責任を負う人)	原則として父または母。父母がいない等の場合には奨学生本人の配偶者を除く兄弟姉妹・おじ・おば等。
保証人 (奨学生本人及び連帯保証人が返還できなかった時に代わって返還する人)	父母と奨学生本人の配偶者を除く、4親等内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計で採用時（スカラネット入力日）が採用時となる）に65歳未満の人。

※連帯保証人・保証人ともに上記以外の人を選任する場合は、返還誓約書提出時に「返還保証書」および「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有する」ことを証明する書類（所得証明書や預貯金残高証明書等）の提出が必要になります。

※奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満でなければなりませんので、満60歳以上の人しか選任できない場合は、下記の機関保証を選択してください。

※上記に該当している方でも、債務整理（破産等）中の場合は認められません。

人的保証とは連帯保証人・保証人を用意して債務を保証する制度で、本人の返還に遅延が発生した場合には、本人に代わって連帯保証人・保証人が返還をする義務が生じます。採用決定時に「返還誓約書」を提出してもらいますが、人的保証を選択した場合、返還誓約書に連帯保証人・保証人の連署（自筆）・実印の押印が必要です。また、連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書（大学提出時点でスカラネット申込日から3か月以内のもの）と、連帯保証人の収入に関する証明書（市区町村で発行する所得証明書等）を添付する必要があります。なお、「返還誓約書」が定められた期限までに提出されない場合には、既に振込済みの奨学金を返戻のうえ、採用取消となります。

機関保証を選択した場合、「本人以外の連絡先」（機構が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人）を1人届け出る必要があります。採用された場合、返還誓約書に署名してもらうことになりますので、あらかじめ承諾を得ておいてください。

《注意》奨学金申込時において、「併願」または「併用」の申し込みをする場合は、第一種奨学金と第二種奨学金で異なる保証制度を選択することは認められません。

人的保証を選択し、やむを得ない事情により機関保証へ変更する場合は、貸与開始から変更時点までの保証料を全額一括して支払わなければいけません。また、機関保証から人的保証への変更は認められません。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

7. 奨学金の返還

奨学金は日本学生支援機構の規程に従い、卒業後、全額返還しなければなりません。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与される仕組みとなっていますので、延滞することのないよう、最後まで責任を持って返還してください。

(1) 返還誓約書の作成

採用決定後、返還誓約書を交付しますので、本学が定める所定の提出期日までに必ず提出してください。期日までに返還誓約書を提出しない場合は、採用取消になります。

(2) 返還確認票の交付

貸与終了年度の11月(予定)に返還確認票を交付します。

8. よくある質問

Q 1. 日本学生支援機構貸与型奨学金と同志社大学の奨学金を併用することはできますか？

A 1. できます。

Q 2. 第二種に採用となった場合、第一種に変更できるような措置はありますか？

A 2. 第一種移行という制度があります。第二種奨学金に採用後、第一種奨学金への変更を希望する人は、再度出願する必要があります。ただし、必ずしも第一種奨学金に移行できるとは限りません。

Q 3. 今回、家計基準を満たさず不採用になった場合、再度出願すれば採用される見込みはあるのでしょうか？

A 3. 原則として、一次(4月)採用時は前々年、二次(9月)採用時は前年の所得に基づき審査されますので、家計状況の変化によって、再度出願すれば採用される可能性があります。

Q 4. 第二種奨学金月額5万円の貸与を受けていますが、金額の変更は可能ですか？

A 4. 月額の変更ができます。また、奨学金の貸与が必要なくなった場合も随時辞退ができます。学生生活課へ申し出てください。

Ⅲ. 出願書類の作成と準備

次の（１）～（９）の書類を５月１３日（水）までに揃えて提出してください。

- ・給付型奨学金も同時に出願する場合も、出願書類は１部です。
- ・独立生計者（学生本人が生計維持者）は出願前に学生生活課へご相談ください。
- ・２０２４年１月２日以降に生計維持者が転職により収入が減した方は、第一希望の奨学金が不採用となった場合、収入を証明する書類が必要です（「貸与奨学金案内」p.35 参照）。対象者には個別にご連絡します。

提出書類	説明	提出が必要な方
（１）奨学金願書	本学所定用紙。学生生活課窓口にて受け取り。 （もしくは郵送による資料請求） 本学奨学金ウェブサイトからもダウンロード可能です。	全員
（２）スカラネット入力下書き用紙 P.4 抜粋		
（３）学修計画書	本学奨学金ウェブサイトよりダウンロードし、各項目 200～400 字程度で入力したものを印刷すること。手書きは不可。 Windows PC（Microsoft 365 の Excel）の利用必須。	第一種奨学金に出願する方 （出願コード(3)(9)以外の方）
（４）高校の調査書	１年次生のうち第一種奨学金に出願する方は、高校３年の３学期までの成績が含まれたものが必要。 入学時に学部事務室に提出している場合でも、別途提出が必要。	１年次生のうち第一種奨学金に出願する方 （出願コード(3)(9)以外の方）
（５）戸籍謄本、生計維持者の課税証明書（寡婦（夫）控除が分かるもの）、児童扶養手当証書・受給証明書等 （いずれか１点、コピー可）	父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合は必要。 スカラネット入力下書き用紙 p.16 参照。	父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている方
（６）在留資格・在留期間が明記されている証明書 在留カード（コピー） 特別永住者証明書（コピー） 住民票の写し（原本）等 （いずれか１点）	申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類が必要。 在留資格が「家族滞在」の場合のみ左記に加えて ・出入国記録の写し（原本）も必要 「貸与奨学金案内」p.33 参照。	外国籍の方
（７）施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書、措置解除決定通知書 等 （いずれか１点、コピー可）	あなたが社会的養護を必要とする人（満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人）である場合は、その事実が分かる日付が記載された証明書類が必要。 「貸与奨学金案内」p.33 参照	社会的養護を必要とされる方
（８）生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書	詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html 	生計維持者が 2025 年 1 月 1 日時点で国内に居住していない方
（９）スカラネット入力下書き用紙 P.9 抜粋	本学奨学金ウェブサイトからダウンロード可能です。	１年次生のうち入学時特別増額貸与奨学金を希望する方のみ

- （注）
- ・（１）奨学金願書の家族に関する情報は出願時点の情報で入力してください。
 - ・書類は出願者本人が記入してください（親任せにしないこと）。選考時に記載内容について質問することがありますので、家族の各々の事情について十分把握しておいてください。奨学金を希望し、出願するのはあなたです。
 - ・書類がそろっていない場合や、記載内容に虚偽がある場合は選考から除外します。

「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金
日本学生支援機構貸与型奨学金 2026年度在学定期採用(一次採用) 願書

学生ID (10桁)	1101259999	学部	神 学部
受付番号 (大学使用欄)		貸与希望コード (大学使用欄)	
出願者情報	フリガナ	ドウシシャ タロウ	
	氏 名	同志社 太郎	
	生 年 月 日	西暦 2006 年 5 月 27 日	
	携 帯 番 号	××× - ○○○○ - △△△△	
	国籍(日本以外)		
生計維持者①		生計維持者②	
フリガナ	ドウシシャ ジョウジ	フリガナ	ドウシシャ ヤエ
氏名	同志社 譲二	氏名	同志社 八重
生年月日	1971 年 1 月 1 日	生年月日	1973 年 10 月 1 日
続柄	(父) ・ 母	続柄	父 ・ (母)
携帯番号	000 - 9999 - 0000	携帯番号	000 - 0000 - 0000

1. 現在資格がある日本学生支援機構奨学金(該当する項目をすべて選択すること)

奨学金の種類	該当項目 に○
なし	
給付奨学金 (多子世帯支援も含む)	
貸与(第一種)奨学金 (無利子)	○
貸与(第二種)奨学金 (有利子)	

↑収入の有無に関わらず、父母がいる場合は記入してください。
ひとり親家庭の場合は、「生計維持者②」の「氏名」欄に「なし」と記入し、出願のしおり記載の証明書類を提出してください。

2. 今回出願する日本学生支援機構奨学金(該当する項目をすべて選択すること)

奨学金の種類	該当項目 に○	提出が必要な書類
給付奨学金 (多子世帯支援も含む)	○	学修計画書 ※
貸与(第一種)奨学金 (無利子) (併用貸与への変更も含む)		学修計画書 ※
貸与(第二種)奨学金 (有利子)		
入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)		

※奨学金ウェブサイトからダウンロード可能

3. 2024年12月31日時点で生計維持者に扶養されている子ども

続 柄	氏 名	生 年 月 日
出願者本人		
兄・姉・弟・妹	同志社 花子	2004年 11月 29日
兄・姉・弟・妹		年 月 日
兄・姉・弟・妹		年 月 日
兄・姉・弟・妹		年 月 日

←出願者本人が生計維持者に扶養されていない場合は、下記にチェック

☐ 2024年12月31日時点で出願者本人が生計維持者に扶養されていない

4. 個別提出書類の確認(該当する項目をすべて選択すること)

個別事由	該当項目 に○	提出が必要な書類
2026年度入学生(1年次生) ※第一種・併用を希望する場合のみ	○	高校の調査書
ひとり親家庭(父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている)		生計維持者が1名であることを示す証明書類
出願者本人が外国籍		在留資格・在留期間を確認する書類
出願者本人が社会的養護を必要とする人		施設等在籍証明書等
生計維持者が海外居住(2025年1月1日時点)		生計維持者が海外居住である場合の証明書類

同志社大学長 様
願書の記載事項に相違ありません。
申込条件および学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」を確認、同意のうえ、関係書類をそろえて日本学生支援機構奨学金に出願いたします。

20 26 年 4 月 13 日

本人(自署)

同志社 太郎

※ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

《注意》出願者住所・家族住所

- ◆ 出願者の「現住所」欄には、現在住んでいる住所を記入してください(下宿している方は下宿先を記入)。
- ◆ 住所は番地、○○方まではっきり書いてください。

以下の項目は、特に入力間違いが多いので、必ずスカラネット入力前に確認してください。

【識別番号入力】

ユーザーID、パスワードについては、「スカラネット入力について（ご案内）」（出願書類を提出された方にお渡しします。出願書類を郵送で提出した場合は、Microsoft 365（Outlook）のメール（大学から付与されたアドレス宛）に送付します）を参照して入力してください。

入力時は、大文字・小文字、全角・半角に気をつけてください。すべて半角入力です。

【奨学金学種（学校）・申込の選択】

申込む奨学金：「定期採用（1次又は2次 給付奨学金・貸与奨学金）」を選択してください。

【奨学金申込情報】

出願種別によって選考に有利・不利はありません。

※予約採用候補者が移行（第一種→第二種または第二種→第一種）あるいは併用貸与への変更を希望する場合は、「貸与奨学金案内」p.32を参照してください。

※第一種・第二種どちらか一方の奨学生が併用貸与を希望する場合は、下記のいずれかを選択してください。

「（10）第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。」

「（11）第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。」

「（13）第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。」

「（14）第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。」

【あなたの在学情報】

※以下は全員同じ入力をしてください。

「あなたの学籍番号を記入してください。」→**学生証記載の10桁の番号です。**

「あなたは専攻科または別科に在学していますか。」→「いいえ」

「昼夜課程を選択してください。」→「**昼（昼夜開講含む）**」

「あなたの正規の修業年限を記入してください。」→「**4年0ヶ月**」

「あなたが通学するキャンパスのある住所を入力してください。」

→【今出川キャンパス】〒602-0893 京都市上京区玄武町601

→【京田辺キャンパス】〒610-0321 京田辺市多々羅都谷1-3

「あなたの通学形態を選択してください。」

→自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて生活し、かつあなた本人の居住に係る家賃が発生している状態のことをいいます。「自宅外通学」が適用される要件のいずれにも該当しない場合は「自宅通学（またはこれに準ずる）」を選択してください。

【保証制度】

「あなたが希望する保証制度を選択してください。」について、出願のしおり（p.5）を熟読のうえ、「人的保証」を選択する場合は、連帯保証人（原則父または母）および保証人（原則父母以外の4親等以内の成年親族のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計で、採用時（スカラネット入力日を採用時とする）に65歳未満の人）を選任してください（必ず事前に該当者の承諾を得たうえで記入してください）。

連帯保証人・保証人を選任できない場合は「機関保証」を選択してください。

採用後、機関保証から人的保証への変更はできませんので、保証制度は慎重に選択してください。

【あなたの家族情報】

※生計維持者が2024年1月2日以降に転職した方のみ

「生計維持者は2024年1月2日以降に転職しましたか。」→「はい。」

「第一希望の貸与奨学金が不採用になる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。」→チェック

「上記の内容を理解の上、直近の給与明細を書面で提出する審査を希望します。」→チェック

【緊急・応急採用情報】

入力不要です。

IV. 緊急時の奨学金、学費の延納・分納

次のような緊急援助・その他の制度がありますので、奨学金を希望する人は学生生活課へ相談に来てください。

1. 日本学生支援機構奨学金の緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

（1）趣旨

進学前又は在学中に被災や父母等の病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。
貸与額等の詳細については p.2 を参照してください。

（2）出願資格、学力基準、家計基準

出願者は以下の基準を満たしている必要があります。

① 出願資格

家計が急変した人で以下の事項のいずれかに該当する人。ただし、出願できるのは以下の事情が発生した時から 1 年以内（進学前に以下の事情が発生した場合は、進学後 3 ヶ月以内）である場合に限りです。

家計急変事由		家計急変事由の発生日
1. 生計維持者が死亡		生計維持者が死亡した日
2. 事故・病気等	(1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】	事故・病気等発生日
3. 生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）		離職日、廃業日
4. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災	(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	(2) 被災等により、収入が減った	
	(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
5. 父母等による暴力等からの避難		保護施設への入所年月日等
6. 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）		離別日（離婚日、失踪日等）

② 学力基準

- ・大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
詳細は、通学校地の学生生活課窓口までお問い合わせください。

③ 家計基準

- ・定期採用（一次、二次）と同じ。生計維持者の収入状況等から算出する「貸与額算定基準額」が基準内であること。
詳細は「貸与奨学金案内」p.49 をご確認ください。

（3）貸与期間

① 緊急採用

- ア) 貸与開始…家計急変の事由が発生した月以降で、申込者が希望する月とします。
ただし、2026 年度入学者は、入学月より前に遡ることはできません。
- イ) 貸与終期…標準修業年限が終了するまでとします。ただし、家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは、奨学金を減額または辞退することができます。

② 応急採用

- ア) 貸与開始…2026 年 4 月以降で、申込者が希望する月とします。ただし、2026 年 4 月より前に家計急変事由が発生した場合は、家計急変事由が発生した月まで（当該年度入学者は入学年月まで）貸与始月を遡ることができます。
- イ) 貸与終期…標準修業年限が終了するまでとします。ただし、家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは、奨学金を減額または辞退することができます。

（4）出願から採用まで

まずは学生生活課へ相談に来てください。
その際、出願資格を確認しますので、家庭事情等を把握しておいてください。
出願後、大学内で選考し、日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構が採否を決定し、結果は郵送等で連絡します。

2. 同志社大学短期貸付金

一時的に生活費の支弁が困難となった場合、次の短期貸付金の申込みができます。
申込みの際は、学生証と印鑑（朱肉で押印できるもの）を持参してください。
なお、貸付を受けるためには連帯保証人を立て、その方の承認が必要です。

- ①一般貸付 30,000 円以内（3 か月以内に月賦返還）
家庭からの仕送りの遅延等のため、生活費の支弁が一時的に困難になったとき。
- ②特別貸付 100,000 円以内（10 か月以内に月賦返還）
急病、下宿火災などのため、生活費の支弁が困難になったとき。
（診断書、り災証明書等のコピーが必要）

3. 学費の延期納入・分割納入

期限内に学費を納入できない場合、所定の期間内に手続きをすれば、学費を延納または分納することができます。
希望者は期間内に本学ウェブサイト（https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/school_fee.html）を参照して、奨学金・学費延分納申請システムから手続きをしてください。

春学期	手続期間	4 月 1 日（水）～ 4 月 28 日（火）
	納入期限	分納 1 回目 5 月 29 日（金） 分納 2 回目 7 月 17 日（金） 延納 7 月 17 日（金）
秋学期	手続期間	9 月 25 日（金）～ 10 月 30 日（金）
	納入期限	分納 1 回目 11 月 30 日（月） 分納 2 回目 2027 年 1 月 18 日（月） 延納 2027 年 1 月 18 日（月）

4. 同志社大学緊急貸与奨学金

家計の急変、不時の災害その他著しく学費支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合に出願することができます。詳細は学生生活課に相談してください。

5. 同志社大学修学特別支援奨学金

災害・不慮の事故・病気等で主たる生計維持者が死亡または重度の後遺障がいにより就労不能な状態となった場合、または災害等により居住する住宅が半壊以上の被害を受けたことにより、著しく家計状況が急変した場合に出願することができます。詳細は、奨学金制度一覧（p.12）または本学奨学金ウェブサイトを参照してください。

6. 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構奨学金給付型奨学金・授業料等減免）家計急変採用

予期できない事由により家計が急変した場合は事前相談で事情を確認したのち、随時、出願を受け付けます。奨学金の申込期限は事由発生から 3 か月以内です。希望者は余裕をもって早めに事前相談に来てください。
なお、2026 年 4 月入学者が、2024 年 1 月～2026 年 3 月に発生した家計急変事由をもとに出願を希望する場合、2026 年 6 月末までに
出願することが可能です。該当する場合は 2026 年 5 月末日までに事前相談を行ってください。

	V. 奨学金制度一覧	
--	------------	--

高等教育の修学支援新制度

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
日本学生支援機構給付奨学金	給付	世帯収入により異なる <u>給付奨学金（月額）</u> 自宅外通学 第Ⅰ区分：75,800円 第Ⅱ区分：50,600円 第Ⅲ区分：25,300円 第Ⅳ区分（多子世帯）：19,000円 自宅通学 第Ⅰ区分：38,300円 第Ⅱ区分：25,600円 第Ⅲ区分：12,800円 第Ⅳ区分（多子世帯）：9,600円	詳細は文部科学省、日本学生支援機構のWEBサイト、同志社大学の奨学金のサイトを参照	(*3) 参照	2,816 [3,201]	3月下旬～ （予定） 9月上旬～ （予定）	4月上旬～ 5月上旬 （予定） 9月中旬～ 10月中旬 （予定）	7月上旬 （予定） 12月上旬 （予定）	他に国籍・在留資格等に関する要件、大学等に進学するまでの期間等に関する要件あり。 給付期間：標準修業年限まで。ただし継続にあたり毎年学業成績・学修意欲、経済状況についての審査あり。 (*4)
授業料等減免	授業料等減免	世帯収入により異なる <u>授業料減免（年額）</u> 多子世帯：700,000円 第Ⅰ区分：700,000円 第Ⅱ区分：466,700円 第Ⅲ区分：233,400円 第Ⅳ区分（理工農）：233,400円 <u>入学金減免（新入生）</u> 多子世帯：200,000円 第Ⅰ区分：200,000円 第Ⅱ区分：133,400円 第Ⅲ区分：66,700円 第Ⅳ区分（理工農）：66,700円				家計が急変した場合は随時対応	家計が急変した場合は随時対応	7月下旬 （予定） 12月下旬 （予定）	他に国籍・在留資格等に関する要件、大学等に進学するまでの期間等に関する要件あり。 授業料減免期間：標準修業年限まで。ただし継続にあたり毎年学業成績・学修意欲、経済状況についての審査あり。 (*4)

大学独自の奨学金

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
同志社大学奨学金	給付	2025年度の給付金額（年額） 神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部：300,000円 文化情報、スポーツ健康科学部：320,000円 理工、生命医科学部：430,000円 心理、グローバル・コミュニケーション学部：340,000円 ※「高等教育の修学支援新制度」との併給には条件があります。	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が154,500円未満であること(*5)	1年：入学をもって基準を満たす2年以上：学部・学科上位1/3以内かつ所定単位数以上を修得	139 [202]	7月中旬～ （予定）	8月～ 9月中旬 （予定）	12月中旬 （予定）	給付期間：1か年限り（毎年出願可） 外国人留学生は出願不可
同志社大学育英奨学金	給付	年額 300,000円	学術、文化、スポーツ活動等に優れた成果をあげ、かつ、学業、人物共に優秀な者 全学部合計100名以内		100	公募及び学部推薦 (学部により異なる)		給付期間：1か年限り（毎年出願可）	
同志社大学寄付奨学金	給付	年額 100,000円	学部長等に推薦された学力・人物ともに優秀な者		15	公募はしない		5月下旬 （予定）	1か年限り（推薦制）
同志社大学修学特別支援奨学金	給付	年額 200,000円	災害・不慮の事故等で家計支持者が死亡または後遺症により就労不能となった場合、災害等により住宅が半壊以上の被害を受け、家計が急変した場合	1年：所定単位数以上を修得 2年以上：学部・学科上位2/3以内かつ所定単位数以上を修得	4 [4]	7月中旬～ （予定）	8月～ 9月中旬 （予定）	12月中旬 （予定）	1か年限り 出願：事由発生から1年以内であること
同志社大学短期貸付金	貸与（無利子）	①一般貸付 30,000円以内 ②特別貸付 100,000円以内	やむを得ない事情で、一時的に生活費支弁が困難になった者		①0 ②0	緊急の場合に随時（事務室開室時間）		返還：一般貸付の返還は3か月以内、特別貸付は10か月以内の月賦による	

学外の機関等による奨学金

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
日本学生支援機構 第一種奨学金	貸与 (無利子)	月額20,000円～64,000円 ※入学年度により異なります 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること(*6)	1年：高校成績評定平均値3.5以上 2年以上：学部・学科上位1/3以内かつ所定単位数以上を修得	一種 180 二種 385 [616]	3月下旬～(予定)	4月上旬～5月上旬(予定)	7月上旬(予定)	標準修業年限まで貸与 外国人留学生は出願不可 第二種奨学金の金利の種類は、利率固定方式、利率見直し方式がある。利率の上限は3%。 返還：借用総額により異なるが卒業後10～20年以内 新入生（編入学生含む）には、初回振込に10～50万円増額できる制度がある。 在学留学あるいは海外の大学院に進学する者を対象に利用できる第二種奨学金制度もある。
日本学生支援機構 第二種奨学金	貸与 (有利子)	月額20,000円～120,000円 ※入学年度により異なります 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること(*6)	1年：入学をもって基準を満たす 2年以上：所定単位数以上を修得		9月上旬～(予定)	9月中旬～10月中旬(予定)		
同志社校友会 奨学金	給付	年 額 300,000円	成績優秀かつ経済的支援を必要とする2年次生以上の者		50	公募はしない		1月下旬	1か年限り (推薦制)
民間・ 地方公共団体奨学金	給付 または 貸与	各奨学団体に異なる	各奨学団体に異なる (大学推薦団体は学業・人物ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な者)		143	[大学推薦団体] 願書交付：7月中旬～(予定) 出願期間：8月～9月中旬(予定) [公募団体] 3月下旬より随時募集			大学推薦団体分は同志社大学奨学金・同志社大学貸与奨学金と同時に募集(民間団体奨学金のみの登録可)。 返還：貸与の場合は各奨学団体に異なるが卒業後10～15年以内

*1 採用者数[出願者数]は2025年度実績。

同志社大学奨学金は採用人数に限度があるため基準内であっても採用されない場合があります。

*2 詳しい出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等にて必ずご確認ください。

*3 成績基準

1年：次の①から④までのいずれかに該当すること

①高校等の評定平均値が3.5以上であること

②入学試験の成績が上位1/2以上であること

③高校卒業程度認定試験の合格者であること

④学修の意欲や目的、将来の人生設計等が学修計画書により確認できること

2年以上：次の①か②のいずれかに該当すること

①GPA（平均成績）等が学部・学科上位1/2以上であること

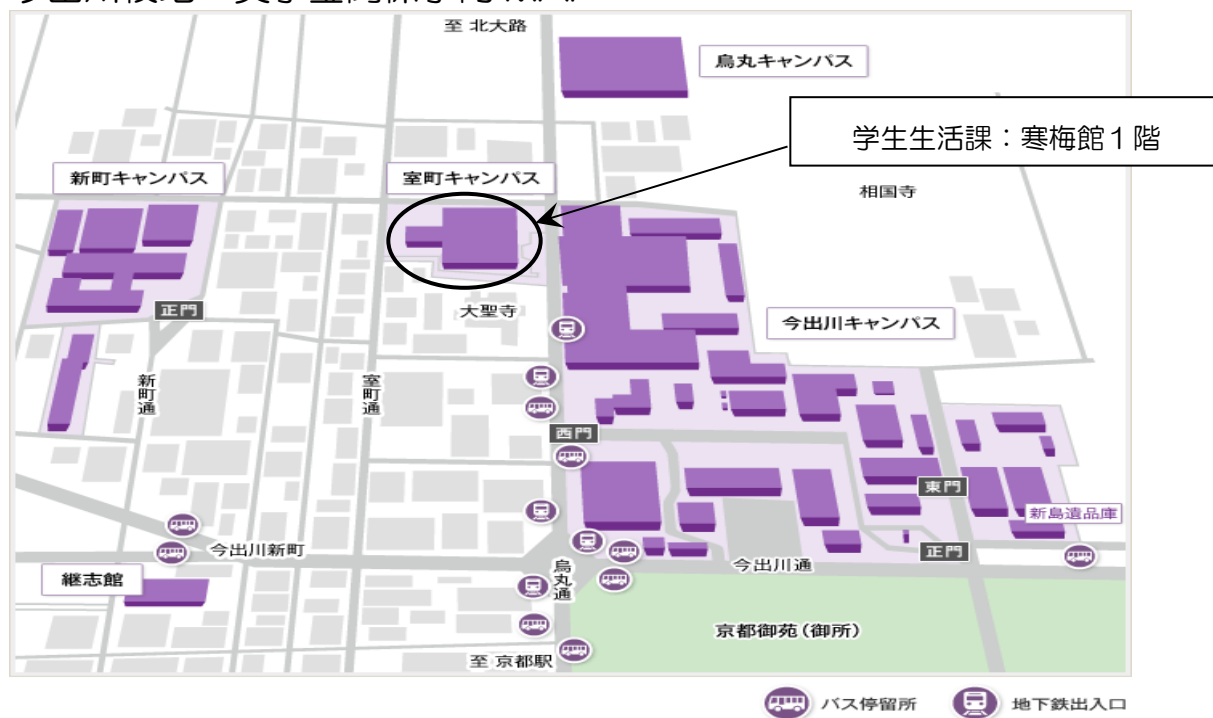
②修得単位数が標準単位数以上であり、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が学修計画書により確認できること

*4 本制度による支援を受ける者は、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）の貸与金額が制限される場合がある。

*5 支給額算定基準額＝（課税標準額）×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）（100円未満切り捨て）

*6 貸与額算定基準額＝（課税標準額）×6%－（市町村民税調整控除額）－（多子控除）－（ひとり親控除）－（私立自宅外控除）（100円未満切り捨て）

今出川校地 奨学金関係学内 MAP



京田辺校地 奨学金関係学内 MAP



連絡先

同志社大学 学生生活課

今出川校地 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 TEL 075-251-3280

FAX 075-251-3083

京田辺校地 〒610-0394 京田辺市多々羅都谷 1-3

TEL 0774-65-7430

FAX 0774-65-7429